そういえば あいつら
いまごろ なにしてるろっかね

同窓会



同窓会・同級会の費用をサポート!

●三条市にお住まいの方 1名につき **1,000円**

●三条市外にお住まいの方 1名につき **2,000円**

最大10万円まで支援します!

【三条シティセールス事業実行委員会の願い】

大学進学や首都圏への就職などのため、多くの若者が三条市外へ転出したままとなっています。三条市で開催される「同窓会」や「同級会」で、懐かしい思い出や故郷に対する思いを語り合ってください。これをきっかけに、三条市の魅力を再発見し、「Uターンして活躍してくれること」を願います。そのために、私たちは「同窓会」「同級会」の費用を応援します!

◆サポート例

例1. 市内在住者12人×1,000円＋市外在住者8人×2,000円＝28,000円補助

例2. 市内在住者12人×1,000円＋市外在住者48人×2,000円＝100,000円補助（最大）

※詳しくは裏面をご覧下さい。

三条シティセールス事業実行委員会（事務局：三条市役所経済部営業戦略室）

補助の条件

1．三条市内の同一の学校等を卒業した者で開催されること
　※学校等とは、市内の保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校です。
　※同一単位で行う同窓会等への補助金の交付は、同一年度内に１回限りとします。
2．三条市内の飲食店等において、毎年度３月31日までに開催されること
3．参加者が同窓会等開催日に属する年度の３月31日において、20歳から49歳であること
4．**20人以上**で開催され、そのうち**４割以上が市外に住所を有する者**であること
　※１学年で30人に満たない学校等の場合、参加者が**10人以上**かつ参加者の**４割以上が市外に住所を有する者**であることとします。
5．１回の同窓会等開催に対し、10万円を上限として、市内に住所を有する方に1,000円、市外に住所を有する方に2,000円を補助します。
6．参加者へ実行委員会から提供するチラシ配布と簡易なアンケートに協力いただけること
　※申請金額が補助金予算金額に達した時点で、締め切らせていただきます。
　補助金の活用を検討している場合、早めに申請を行ってください。

補助対象経費

1．市内の店舗などに支払う同窓会・同級会を開催するための飲食代等の経費
2．同窓会・同級会の案内文書の作成や送付に必要な経費

補助金申請の手続き

① 補助金交付申請

代表者は、同窓会等開催日の14日前までに、三条シティセールス事業実行委員会事務局（三条市役所経済部営業戦略室）へ補助金交付申請書と添付資料を提出してください。提出の際は、申請書類確認のため、直接事務局までお持ちください。
※添付資料　■出席予定者名簿

② 補助金交付決定

申請内容を審査、交付決定後に、補助金交付決定通知書を代表者に送付します。

③ 実績報告及び補助金の請求

代表者は、同窓会等終了後30日を経過した日、又は開催日の属する年度の３月31日のいずれか早い日までに実績報告書と添付資料を提出してください。
提出の際は、報告書類確認のため、直接事務局までお持ちください。
※添付資料　■出席者名簿　■領収書と請求明細書（レシート等）の原本
■出席者全員がわかる集合写真　■振込先報告書

④ 補助金額の確定・振込

実績報告を審査した後に、補助金額の確定通知書を代表者に送付し、補助金を振込みます。

お問い合わせ・お申し込み先
三条シティセールス事業実行委員会事務局（三条市役所経済部営業戦略室）
ＴＥＬ　０２５６－３４－５６０３（直通）
様式のダウンロード、その他詳しい内容はＨＰをご覧ください。
ＨＰ　http://www.city.sanjo.niigata.jp/eigyo/page00198.html